

議案第 24 号

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成 14 年 12 月条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、掲載文及び写真の添付に当たっては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によることができる。

第 3 条第 2 項中「記載」を「記載をし、又は記録」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法の一部改正に準じ、選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出を可能とするについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。